

令和5(2023)年みよし市教育委員会 第3回定例会 会議録

日 時		令和5(2023)年3月14日(火) 午前10時開議
場 所		市役所6階601・602会議室
出席委員		教育長：増岡潤一郎 教育長職務代理者：鈴木千郷 委員：近藤憲司 委員：加藤知子 委員：清水素子
説明のため出席した職員		教育部長：富田泰隆、教育部参事兼学校教育課長：新美貴宏、教育部次長兼教育行政課長：木戸貴秀、歴史民俗資料館長：村山孝文、学校給食センター所長：伊藤益好、スポーツ課長：林幸男、生涯学習推進課長兼中央図書館長：二子石勝
書 記		教育行政課副主幹：西世古貴志、教育行政課主査：溝口洋
傍 聴 者		なし
	教 育 長	教育委員会会議の開会及び閉会につきましては、みよし市教育委員会会議規則第8条の規定により、教育長が宣言することとなっております。また、会議録の作成につきまして、みよし市教育委員会会議規則第16条第1項の規定に基づき、教育行政課西世古副主幹と溝口主査にお願いします。本日の定例会への傍聴の申出はありませんでした。
日 程 1 【開会宣言】	教 育 長	日程1、令和5年みよし市教育委員会第3回定例会を開会します。 (午前10時00分)
日 程 2 【教育長報告】	教 育 長	日程2、教育長報告 お配りしました一覧表の通りですが、3月7日の中学校卒業式への御参加ありがとうございました。おかげで669名の卒業生が立派に巣立っていきました。来週の小学校の卒業式につきましてもよろしくお願いいたします。
日 程 3 【前回会議録の承認】	教 育 長	日程3、前回会議録の承認 第2回定例会の会議録について、要点説明をお願いします。
	教育部次長	【第2回定例会会議録の要点説明】
	教 育 長	会議録につきまして、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】

日 程 4 【 議 事 】 議案第3号 (みよし市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則について)	教 育 長	質疑ありませんので、ただいまの会議録につきまして、みよし市教育委員会会議規則第16条第1項の規定に基づき、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、会議録は承認されました。
	教 育 長	日程4、議事に入ります。
	教 育 長	議案第3号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料1ページをご覧ください。議案第3号みよし市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則について、この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及びみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、定める必要があるからです。 資料2ページをご覧ください。個人情報の保護に関する規定は、従来は条例、規則において定められていましたが、個人情報保護法の改正により、法律が地方公共団体にも直接適用されることとなったため、法律の施行に関する細則を定めるものです。 具体的な内容は、資料の表にありますように、個人情報の保護に関する法律第87条第1項に規定する電磁的記録の開示方法、みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条に規定する開示請求書の記載事項、同じく第8条に規定する訂正請求書の記載事項、同じく第9条に規定する利用停止請求書の記載事項、同じく第14条に規定する委任事項の5つについて、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則の例によるものとしています。 資料3ページが制定文となります。附則としまして、施行期日を令和5年4月1日とし、みよし市教育委員会個人情報保護規則は廃止となります。以上、説明とします。
	教 育 長	議案第3号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第3号みよし市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 (みよし市 放課後児童 クラブ規則 について)	教 育 長 教育行政課長	次に、議案第4号の説明をお願いします。 資料5ページをご覧ください。議案第4号みよし市放課後児童クラブ規則について、この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、みよし市放課後児童クラブ条例に基づき、教育委員会規則を定める必要があるからです。 放課後児童クラブの所管が、令和5年4月より市長部局の子育て支援課から教育委員会の学校教育課に変更されることに合わせて、放課後児童クラブの管理及び運営に関して必要な事項を教育委員会規則として制定するものです。 制定する内容ですが、資料6ページをご覧ください。 第1条は趣旨を、第2条は条例で規定する専用施設以外のクラブの名称と場所を、第3条は対象児童を、第4条は入所の申請手続きを、第5条は申請を変更する場合に届出について規定します。 資料7ページ以降が制定文になります。附則として、施行期日を令和5年4月1日としています。以上、説明とします。
	教 育 長	議案第4号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第4号みよし市放課後児童クラブ規則について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
議案第5号 (みよし市 教育委員会 公印規則の 一部改正に ついて)	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長 教育行政課長	次に、議案第5号の説明をお願いします。 資料14ページをご覧ください。議案第5号みよし市教育委員会公印規則の一部改正について、この案を提出するのは、行政組織の見直しにより教育行政課を学校教育課へ統合するにあたり、必要があるからです。 資料15ページをご覧ください。これまで教育行政課長となっていた公印の管理の総括者、廃止された公印の引継ぎ者、公印台帳の作成及び管理、公印刷り込み申請、そして委員会印をはじめとする公印の管理者について、学校教育課長に変更するものです。 資料16ページが、改正文で、施行期日は令和5年4月1日です。なお、附則第2項として、刷り込みの承認を受けている帳票等に関する経過措置を規定しています。 資料17ページは、新旧対照表ですので、後ほどご参照ください。以上

議案第6号 (みよし市 教育委員会 事務局組織 規則の一部 改正につい て)		説明といたします。
	教 育 長	議案第5号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第5号みよし市教育委員会公印規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第6号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料18ページをご覧ください。議案第6号みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、この案を提出するのは、教育委員会に新たな補職を設置するため必要があるからです。
		資料19ページをご覧ください。内容としましては、1つ目として、次長級に新たに副参事を新設、2つ目として地方公務員の定年を65歳に引き上げるため、みよし市職員の定年等に関する条例の一部改正に合わせて、役職定年後の補職として専任副主幹を新設するものです。
		資料20ページが改正文で、附則として施行期日を令和5年4月1日です。
議案第7号 (みよし市 立学校施設 の利用に関 する規則の		資料21ページは新旧対象表ですので、後ほどご参照ください。
	教 育 長	議案第6号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第6号みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第7号の説明をお願いします。
	学校教育課長	22ページを御覧ください。議案第7号みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部改正についてお願いします。この案を提出するのは、市立学校施設の冷暖房設備の設置による使用料の新設に伴い、使用料の納付方

一部改正について) 議案第8号 (みよし市 放課後児童 健全育成事 業運営規程 について)		法を変更する必要があるからであります。 25ページの新旧対照表を御覧ください。第1条に「以下「条例」という。」を加えます。また、第2条第3項を「利用者は、学校施設を利用しようとする前日までに使用料を納付しなければならない」から、「利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、条例別表第2に定める附属設備の使用料については、この限りでない」と改正します。 24ページにお戻りください。附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものとします。以上です。
	教 育 長	議案第7号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第7号みよし市立学校施設の利用に関する規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第8号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料26ページをご覧ください。議案第8号みよし市放課後児童健全育成事業運営規程について、この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、厚生労働省令であります放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準第14条の規定に基づき、当該事業の運営について定める必要があるからです。
		資料28ページをご覧ください。四角で囲ってある部分が、厚生労働省令の抜粋で、運営規程として定めておくべき事項が11項目示されております。これに基づき、本市の放課後児童クラブについて必要な事項を定めるものですが、これまで市長部局において放課後児童健全育成事業実施要綱として定めていた内容と同様の規定としており、第1条の趣旨から第16条の委任まで、16条立てで規定しております。
		施行期日は、令和5年4月1日としております。
	教 育 長	議案第8号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第8号みよし市放課後児童健全育成事業運営規程について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議案第 9 号 (みよし市 教育委員会 褒賞規程の 一部改正に ついて)	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第 9 号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料 3 3 ページをご覧ください。議案第 9 号みよし市教育委員会褒賞規程の一部改正について、この案を提出するのは、行政組織の見直しにより教育行政課を学校教育課へ統合するにあたり必要があるからです。 資料 3 6 ページ新旧対照表をご覧ください。第 7 条では、選考委員会の委員構成を規定しており、新たに設置される教育部副参事を追加し、第 9 条では、機構改革に伴い、選考委員会の庶務を教育行政課から学校教育課に変更するものです。 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日としております。
	教 育 長	議案第 9 号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議案第 1 0 号 (みよし市 教育委員会 教育長の権 限に属する 事務の決定 権限に関す る規程の一 部改正につ いて)	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第 9 号みよし市教育委員会褒賞規程の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第 1 0 号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料 3 7 ページをご覧ください。議案第 1 0 号みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部改正について、この案を提出するのは、行政組織の見直しにより教育行政課を学校教育課へ統合するため必要があるからです。 資料 4 2 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第 1 として各課に共通する事務の決定区分表が規定されていますが、決定権限事項 2、3、5、1 0 の政策推進部長を経営企画部長に、4 3 ページ、1 3 の広報情報課長を企画政策課長に、4 4 ページ、2 5 の総務課長を秘書広報課長とします。 続いて、別表第 2 として課別の決定区分表の規定では、教育行政課にありました教育委員会議、庶務、学校管理、学校施設整備を学校教育課に、社会教育、文化財、資料館の規定を生涯学習推進課に変更するとともに、これまで規定の無かった家庭教育、青少年教育、放課後児童健全育成、放課後子ども教室を学校教育課に追加し、整理しました。 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日としております。

議案第11号(みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正について)	教 育 長	議案第10号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	近 藤 委 員	39ページからの改正文について、決定区分の教育長、部長、次長という記載がないと、○ばかりで誰が決済するのか解りづらいのですが、教育長、部長、次長という順でいいのですか。
	教育行政課長	新旧対照表と見比べて、見にくいというご意見だと思いますが、39ページにある改正文は変わる部分だけを抜き出して変更することになっており、上にあります決定区分は変更しないので、解りづらいのですが、改正後は新旧対照表のようになりますので御理解よろしくをお願いします。
	近 藤 委 員	これは内部文書ということですか。
	教育行政課長	最終的には、改正文は規程に溶け込み、一連の改正された規程となります。
	教 育 長	他に質疑はありますか。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第10号みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第11号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料48ページをご覧ください。議案第11号みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正について、この案を提出するのは、行政組織の見直しにより公所を学校教育課及び生涯学習推進課へ移管するにあたり必要があるからです。 資料52ページの新旧対照表をご覧ください。教育行政課にあった歴史民俗資料館、石川家住宅、勤労文化会館、ふるさと会館を生涯学習推進課の所管に変更するとともに、学校教育課の所管として、8つの児童クラブを追加するものです。 行期日は、令和5年4月1日としております。
	教 育 長	議案第11号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

議案第12号(みよし市教育委員会行政文書管理規程の一部改正について)	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第11号みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第12号の説明をお願いします。
	教育行政課長	資料54ページをご覧ください。議案第12号みよし市教育委員会行政文書管理規程の一部改正について、この案を提出するのは、行政組織の見直しにより、教育行政課を学校教育課へ統合するにあたり必要があるからです。 資料57ページ、新旧対照表をご覧ください。第3条第2項の文書の記号の規定から、教育行政課を削り、第3項の教育行政課長を学校教育課長に、第5項の教育行政課を学校教育課に改めます。 施行期日は、令和5年4月1日としております。
	教 育 長	議案第12号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第12号みよし市教育委員会行政文書管理規程の一部改正について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
議案第13号(令和5年度みよし市立小中学校の学校医等の選任について)	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第13号の説明をお願いします。
	学校教育課長	58ページを御覧ください。議案第13号 令和5年度みよし市立小中学校の学校医等の選任についてお願いします。この案を提出するのは、みよし市立小中学校の学校医等の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるからです。 59ページを御覧ください。各学校の学校医、薬剤師一覧表の案をお示しさせていただきました。委嘱期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。内科医・歯科医については、児童生徒500人につき1名となっておりますが、中部小学校については、ちょうど500名を切

議案第14号(令和4年度みよし市スポーツ推進委員の解嘱について)		るかどうかというところであったので2名ずつとなっておりますが、令和6年度から1名ずつに変更する予定でいます。以上です。
	教 育 長	議案第13号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第13号令和5年度みよし市立小中学校の学校医等の選任について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	教 育 長	【挙手全員】
	各 委 員	挙手全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第14号の説明をお願いします。
	スポーツ課長	資料60ページをご覧ください。この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進委員の任期途中で退職に伴い、解嘱する必要があるからです。 61ページです。1 解嘱する委員は宮澤義弘委員、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。 退職の理由は、一身上の都合によるですが、県外へ転出されるためでございます。 2 解嘱日は、令和5年3月31日です。
	教 育 長	議案第14号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、議案第14号令和4年度みよし市スポーツ推進委員の解嘱について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	次に、議案第15号の説明をお願いします。
	スポーツ課長	資料62ページをご覧ください。この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進委員を新たに選任する必要があるからです。 63ページ、この度、選任する委員は、表のとおり7人で、再任が5人、新任が2人となります。

議案第15号(令和5年度みよし市スポーツ推進委員の選任について)	教 育 長	備考欄に再任と新任を記載しています。新任の南部小学校区の別所さつみさんは、打越在住、さんさんスポーツクラブの事務員をしています。井俣浩昇さんは、明知上在住、さんさんスポーツクラブの役員でございます。任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年です。
	各 委 員	議案第15号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	教 育 長	【質疑なし】
	各 委 員	質疑ありませんので、議案第15号令和5年度みよし市スポーツ推進委員の選任について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	教 育 長	【挙手全員】
承認第2号(臨時代理の承認について 教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について)	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
	学校教育課長	次に、承認第2号の説明をお願いします。
	教育行政課長	64ページをお願いします。承認第2号臨時代理の承認について、教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出についてお願いします。 令和5年第1回みよし市議会定例会に提出された教育関連の案件は2件ありますが、まず、(1)みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正についてです。65ページをお願いします。臨時代理書になりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委員規則第3条の規定により、臨時に代理したものです。臨時代理の内容は、みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正についてです。66ページから68ページは提出議案に関するものですが、68ページの新旧対照表で御説明いたします。第6条中「学校施設のうち」を削り、「定める施設」を「掲げる施設」に、「規則で定める日までに、別表」を「別表第1に、別表第2に定める附属設備を利用するときは別表第2」に、「使用料を」を、「使用料を、教育委員会規則で定めるところにより」に改め、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改めます。そして、別表を別表第1とし、同表に別表第2を加えるものです。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものとします。以上です。

		は、令和5年第1回みよし市議会定例会に提出しました工事変更請負契約の締結に関する案件です。 天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築（建築）工事は、令和4年度5年度の継続事業で現在工事を行っておりますが、変更の必要が生じたので、今回、工事変更請負契約を締結するものです。 変更前契約金額は、3億2,890万円、変更後契約金額は、3億5,114万6,400円で、2,224万6,400円、6.8パーセントの増額となっています。請負契約者は、愛知県名古屋市守山区大森一丁目2701番地 株式会社宇佐美組 名古屋支店 支店長 藤井 正です。 主な変更内容は、職員室を増築する箇所の地中に雨水排水用のヒューム管が埋設されていたため、これを撤去し回路を新設、花壇の解体に伴う残置階段を撤去し鉄骨階段を新設、新校舎昇降口の屋根部分の補強として鋼材660キロを追加、避難はしごを救助袋に変更などです。以上、説明とします。
教 育 長	承認第2号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。	
近 藤 委 員	中学校体育館冷暖房設備ですが、1時間当たり2,500円とありますが、30度の室温を27,8度にするための温度差に電気エネルギーが必要だと思います。そうすると一般的に冷房より暖房のほうが外の温度と室温に差があるので電気代はかかると思うのですが、算定にあたっては実際に電気使用料を計算して決めたのか、社会体育施設ということで、一律に決めたのかどのように決めたのですか。	
学校教育課長	学校で夏場と冬場のエアコンの室外機の使用ガス量を算出しました。夏季のほうが使用量は多いのですが、そう大きな差はなく、1㎡あたりのガス単価と実際の使用量を計算して2,500円とさせていただいています。	
近 藤 委 員	すべてガスでタービンを回して電気に変えているのですか。	
教育行政課長	ガスヒートポンプを採用しておりますので、プロパンガスで算出しています。	
教 育 長 各 委 員	他に質疑はありますか。 【質疑なし】	
教 育 長	質疑ありませんので、承認第2号臨時代理の承認について 教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。	
各 委 員	【挙手全員】	

日 程 5 【協議及び報告事項】	教 育 長	挙手全員です。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	日程5、協議及び報告事項に入ります。次第に従って、協議及び報告をお願いします。 4月教育委員会行事予定、令5年第1回みよし市議会定例会提出議案一覧について及び令和5年度施政方針について説明をお願いします。
	教育部部長	令和5年4月の行事予定は、資料72ページから74ページのとおりです。 教育委員の皆さまにご案内させていただく行事といたしましては、4月3日月曜日の教育委員会辞令交付式、6日木曜日の小学校入学式、7日金曜日の中学校入学式、18日火曜日の教育委員協議会及び第4回教育委員会定例会、27日木曜日の市教育研究会総会であります。 それぞれご案内いたしますので、よろしくお願いします。 令和5年第1回みよし市議会定例会提出議案一覧表、資料75ページをお願いします。 提出された議案につきましては、議案第1号から議案第26号、同意第1号から同意第4号、報告第1号、報告第2号の計32案件であります。 教育委員会に関係する案件については、議案第12号みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例で、これは、放課後児童クラブの所管を市長部局から教育委員会へ変更するためのものです。 議案第13号みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例で、これは、中学校の体育館に冷暖房設備を設置したことによる、使用料を規定するためのものです。 議案第16号令和4年度みよし市一般会計補正予算(第12号)で、第2回定例会で説明した案件であります。 議案第20号令和5年度みよし市一般会計予算で、第2回定例会で説明した案件であります。 資料76ページをお願いします。議案第26号工事変更請負契約の締結についてで、天王小学校普通教室棟建設及び職員室増築(建築)工事の工事完了に向けて変更請負契約を締結するものであります。 報告第2号専決処分の報告については、三吉小学校大規模改修(3期)建築工事、南中学校大規模改修(1期)建築工事、南中学校大規模改修(1期)機械工事の3つの工事の変更請負契約を専決処分した報告であります。 議案第26号と報告第2号の違いですが、どちらも議会の議決を経て契約を締結したものでありますが、変更増減額が1千万円を超えた場合議案となり、1千万円以下の場合は専決処分となります。 なお、同意第1号で、副市長を村田信光氏、同意第2号で監査委員を金子晃氏、同意第3号で固定資産評価審査委員会の委員を金子晃氏、同意第4号で固定資産評価員を村田信光氏が、それぞれ選任され3月1日の議会開会日に採決されました。 資料77ページをお願いします。令和5年度施政方針についてです。こ

	れは、3月議会の冒頭で市長が議員及び市民の皆様へ、令和5年度施政方針を述べたものであります。 はじめに、77ページは、本市を取り巻く状況と予算概要についてであります。この3年間、コロナ禍において様々な制限が強いられてきましたが、日常生活も元に戻りつつあり、ポストコロナの新しいまちづくりに取り組むため、令和5年度の一般会計当初予算は、過去最大の総額259億8千700万円を計上しております。 次のページからは、重点的に取り組む施策について述べております。 78ページは、子育て支援についてであります。最重要課題である少子化対策への取り組みとして、こども家庭センターの設置・病児病後児保育の充実、保育料の引き下げ、市独自の児童手当の支給などを実施していきます。 79ページは、福祉施策についてであります。今後急速に高齢化が進む中、みよし市版地域包括ケアシステムを構築していきます。通いの場の拡充、事業所への補助制度の創設、高齢者の移動支援、障がい者支援などを実施していきます。 79ページ下段は、市民病院を核とした医療介護の連携についてであります。保健・医療・介護の連携拠点の整備を進めていきます。 80ページは、教育についてであります。3月議会の冒頭で教育長が令和5年度教育行政方針を述べておりますが、市としましても、子どもたちのために、より良い教育環境を提供していきます。そのために、教育体制を充実させ、計画的な施設整備を行っていきます。 80ページ下段は、「産業振興」についてであります。市内中小企業者への適切な支援をします。 また、人材確保のため奨学金の返還や正規雇用に対する補助制度を創設します。 農業分野については、担い手農家をサポートし、農地の適正利用に努めてまいります。 81ページ中段は、安全安心に向けた施策についてであります。防災対策は重要であり、災害時の対応力の向上に努めていきます。また、防犯カメラ設置補助等の防犯対策にも取り組んでまいります。その他、通学路の安全対策を引き続き実施し、危険個所の解消に努めます。 82ページは、デジタル化の推進についてであります。行政のデジタル化及び市民サービス・行政サービスのデジタル化を推進させ、効率化等を図り、地域の活性化につなげてまいります。 82ページ下段は、人材育成についてであります。職員のスキルアップのため、研修制度を充実させ人材育成を進めます。 83ページは、公共施設の見直しについてであります。機構改革により、新たに施設マネジメント推進室を設け、公共施設等の複合化・集約化及び廃止による公共施設・地区施設のあり方を見直しを行います。 なお、詳細につきましては、お時間があるときにご確認いただきたいと思います。以上です。
--	--

	教 育 長 各 委 員 教 育 長 教育行政課長	ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 【質疑なし】 続きまして教育行政課からの報告事項について説明をお願いします。 教育行政課からは、審査承諾をした後援等申請の報告について報告させていただきます。資料８４ページをお願いします。 審査承諾をした後援等申請は、過去に後援等の実績のある事業が３件、新たに後援等の申請があった事業はありませんでした。 個別の内容を順にご説明させていただきます。 ６８ 小曽根真ピアノ・ソロ・コンサート、申請者はホームメックスグループ共同企業体、開催日令和５年６月２４日、会場はカネヨシプレイス、内容はピアニスト小曽根真さんのピアノコンサートです。 ６９ 春休みテニス教室、申請者はテニスラウンジ豊田、開催日は令和５年３月２１日から４月９日までの１１日間、会場はテニスラウンジ豊田、内容は初心者向けのテニス教室の開催です。 ７０ 中日本レガッタ、申請者は一般社団法人愛知県ボート協会、開催日は令和５年４月２１日から２３日まで、会場は愛知池漕艇場、内容は、全国の漕艇団体を対象としたオープン競漕大会の開催です。以上３件です。 続いて、８５ページ和４年度退職辞令交付式、令和５年度辞令交付式等開催計画です。 ３月３１日は、１４時３０分から教育委員会臨時会を６０１，６０２会議室で開催します。その後、１５時３０分から退職者の辞令交付式を研修室４，５で開催します。この式には、市長、副市長のほか議長も出席していただきます。 続いて、１６時から市立学校教職員退職辞令伝達式及びみよし市教育委員会褒賞並びに愛知県教育功労者表彰授与式をサンライズ会議室で開催します。 ４月３日は、１０時から教育委員会事務局職員辞令交付式をサンライズ会議室で、１１時から市立学校教職員発令通知式及び辞令伝達式を同じくサンライズ会議室で行います。この式には、市長も出席していただきます。 それぞれ、予定をお願いします。 続いて、資料８６ページ、専決処分の報告について説明させていただきます。地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和５年２月９日に専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、令和５年第１回みよし市議会定例会に報告したものです。 ８７ページでご説明させていただきます。全部で３件の処分を行っております。いずれも工事変更請負契約の締結に関するものです。 表をご覧ください。一番左の欄が、専決第３号、工事名は三吉小学校大規模改修（３期）建築工事、工事場所はみよし市三好町地内、変更前の請
--	--	--

		負契約金額につきましては324,500,000円で、これに変更額2,439,800円を増額し、変更後の請負契約金額を326,939,800円とするものであります。変更額の割合は、0.8%です。 請負契約者は、愛知県名古屋市中区栄一丁目26番1号、株式会社市川工務店名古屋支社、取締役支社長川田浩市です。 工事の主な変更内容ですが、普通教室棟のすべての普通教室の掲示板の取り換えを一部改修から壁面の全面改修に変更、普通教室棟に点検口62か所を追加、渡り廊下にある金属製の扉を部分的な補修から全面改修に変更、などです。 続いて、真ん中の欄が専決第4号、工事名は南中学校大規模改修（1期）建築工事、工事場所はみよし市打越町地内、変更前の請負契約金額は、363,880,000円で、これに変更額6,018,100円を増額し、変更後の請負契約金額を369,898,100円とするものです。変更額の割合は、1.7%です。 請負契約者は、愛知県名古屋市守山区大森一丁目2701番地、株式会社宇佐美組名古屋支店支店長藤井正です。 工事の主な変更内容等は、防火シャッターの不良部分の改修を全面改修に変更、管理棟外壁の改修工法の変更、管理棟3階、4階の4つの教室の黒板について、全撤去、新設を予定していましたが部分補修に変更などです。 続いて、表の一番右、専決第5号、工事名は南中学校大規模改修（1期）機械工事、工事場所はみよし市打越町地内、変更前の請負契約金額は、137,280,000円で、これに変更額2,280,300円を増額し、変更後の請負契約金額を139,560,300円とするものです。変更額の割合は、1.7%です。 請負契約者は、愛知県名古屋市千種区今池南29番16号株式会社川島鉄工所代表取締役川島義久です。 工事の主な変更内容は、第二理科室の水道、ガスの配管ルートの変更、受水槽に水の貯水量を調節できるセンサーを追加したことなどです。 資料88ページ以降は、専決処分書になります。以上、説明とさせていただきます。
教 育 長		ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
各 委 員		【質疑なし】
教 育 長		続きましてスポーツ課からの報告事項について説明をお願いします。
スポーツ課長		資料91ページです。チャレンジデーについて、実施要項でございます。チャレンジデーは、例年5月の最終水曜日に実施される住民総参加型スポーツイベントです。指定された自治体同士がその日の午後9時までに15分以上継続してスポーツをした者の参加率を競い合うイベントです。

日 程 6 【閉会宣言】		令和5年度の日時は5月31日水曜日、対戦相手は、茨城県の常陸太田市になります。 資料92ページです。第46回地域対抗ソフトボール大会について、4 開催日は、予選が6月4日日曜日、雨天中止の場合は6月11日日曜日になります。決勝が、6月10日土曜日、雨天順延で6月17日土曜日になります。 6 参加資格は、男性は30歳以上、女性は18歳以上の市民です。以上、説明終わります
	教 育 長	ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	他に報告事項はありますか。 なければ、本日の日程の案件は、すべて終了しました。
	教 育 長	日程6、令和5年みよし市教育委員会第3回定例会を閉会します。 (午前11時)
	事 務 局	次回の開催予定の調整をお願いします。 次回は、令和4年3月31日金曜日午後2時30分から、市役所6階601・602会議室にて、令和5年第1回臨時会を開催いたします。